

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村会員

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

(地域の実情に応じた
子育て支援)

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

地方裁量型

保育所 0～5歳

幼稚園 3～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

国主導

仕事と子育ての
両立支援

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援で支援拠点事業
- 地域子育て支援事業
- 一時預かり事業
- 児家庭全戸訪問事業等
- 養育支援訪問事業
- 養育で短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業
- 子育てサポート・センター事業)

延長保育事業
病児保育事業
放課後児童クラブ

- 妊娠健診
- 実費徴収に係る補足給付
- を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援